

高松市公の施設指定管理者導入施設に対する評価

評価対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

施設名	高松市屋島ファミリーホーム		
指定管理者	社会福祉法人 未知の会	施設所管課等	こども女性相談課
指定期間	令和5年4月1日～令和10年3月31日	公募・非公募の別	公募
所在地	高松市高松町75番地15	業務の概要	適切な母子室の提供、日用品・備品の貸し出し、日常における親子関係、生活習慣等の相談、指導、退所後のアフターケアの実施、児童の保育、児童の育児・生活・学習に関する相談・助言、入所者の健康管理、生活スキルの向上を目的とする四季歳時料理やレクレーションの実施、母の療養時の保育園等の送迎など特に必要な支援、入所者の支援目標・指導内容の策定、関係機関との連携、第三者委員による入所者等からの苦情処理、入所者の清潔保持、整理整頓等生活環境の維持、24時間管理体制の実施(夜間管理人等・機械警備の整備)他
施設の概要	【施設】 鉄筋コンクリート造3階建 母子室20室(1室43.5㎡) 集会室 学習室他 【職員状況】 法人職員4名(内非常勤1名) 夜間管理人3名 嘱託医1名		

	項目名	令和6年度	令和5年度	項目名	令和6年度	令和5年度
利用状況等	延べ入所者数	133 人	107 人	広域入所世帯数(月平均)	1 世帯	1 世帯
	延べ世帯数	60 世帯	42 世帯	DV世帯数(月平均)	3 世帯	3 世帯
	延べ児童数	73 人	65 人			
収支状況等	指定管理料	23,920 千円	23,690 千円		千円	千円
	その他の収入	1,004 千円	1,483 千円		千円	千円
	支出	24,924 千円	25,173 千円		千円	千円

評価基準	評価項目	指定管理者自己評価コメント	所管課等評価
1 基本事項	①法令上必要な知識等、安全対策、危機管理	○施設の性格上24時間を通しての管理が必要で、日中は職員が常駐し、夜間には夜間管理人、さらには警備専門業者による機械警備システムを作動させた利用者の保護と日常生活における自立支援業務の徹底を図った。 ○消防・防災対応については、防火管理資格者の管理のもと、職員と利用者で毎月避難訓練を実施、年1回は水消火器による消火訓練も実施。さらに消防、ガス・水道設備等は必要な法令点検を行い、正常作動の確認や随時更新修繕を行っている。 ○危機管理への対応は危機管理マニュアルや業務継続計画書等に従い、安全の確保と効率的対応ができるよう連絡体制の整備や周知訓練に務めた。利用者保護のための基本的なマニュアルに遵守した適切な対応支援を実施することで、保護と支援機能を有する施設としての役割を果たすことができ、危機管理上のトラブルはなかった。	A
	②-1個人情報の保護・情報公開		
	②-2環境への配慮		
2 住民の平等な利用確保	①管理運営、施設事業との関連性	○利用者の日々の暮らしづくりは市担当者との月例会議や報告書を通して日常的に情報共有を行い、個々の世帯ごとにタイムリーな支援業務と管理運営に努めた。 ○感染症による制限も緩やかになる中、各種行事については感染に気を付けながら利用者同士が交流を楽しめるよう、また、徐々に地域に開かれた行事になるように取り組んだ。 ○世帯間で抱える問題は様々で、すべての世帯に同じように支援することはできないが、公平で平等とする意識を基本としながら、幼児の預かり、病院への同行支援、家事支援等それぞれの家庭に必要でタイムリーな支援業務に努めた。	A
	②平等な利用の確保		
3 施設の効用の最大限の発揮	①利用促進対策	○施設見学者等にはリーフレット等を活用して理解を深める努力をした。また、地域の民生委員さんたちと連携を密にし、職員が地域の行事の手伝いをするなどして施設の理解度の向上に努めた。 ○感染症対策も緩やかになったことにより、地域の老人会等へ会議室の貸し出しを再開したり、施設長が地区の会議に出席するなど地域とのコミュニケーションをとりながら地域に受け入れられる施設となるよう努力した。 ○県からの依頼により「困難な問題を抱える女性に対する支援計画」策定に関する会議に施設長が出席するようになり、県の担当者とのつながりもでき、施設の状況や利用者に対する理解を促す機会を得ることができたことは施設運営にとって有益なこととなった。 ○利用者の問題解決のために市のこども家庭課、こども保育教育課、生活福祉課等に同行したり、医療関係機関にも同行、連携することができている。また、保育、教育機関、福祉関係機関とも連絡を取り合い、児童の支援に関する情報交換も実施した。ケース会議では必要な関係機関とともに支援を考えることで利用者にとっての最善の支援の在り方を構築していった。	A
	②広報・PR対策		
	③企画事業・自主事業		
	④市・関係団体・地域等との連携		
	⑤サービス向上の取組		
	⑥相談・苦情への対応		
4 管理を安定して行うための人員及び財政基盤の確保	①職員確保計画等	○職員は施設長、母子指導員、児童指導員、調理事務及び嘱託医などで構成する。勤務は所定労働時間内での時差勤務により業務を実施している。そのほか夜間管理人を配置して夜間の管理を行っている。 ○今年度は心理士の資格を持つ保育士を配置することができ、通常の業務に加え、利用者を心理の面からもサポートしている。 ○入所者支援と業務の向上を目的とした職員の各種スキルアップ研修は中国四国ブロック母子生活支援施設研修会をはじめ、援助困難事例検討会、子どもアドボカシーに対する研修会等に参加し資質向上に努めた。 ○毎月1回精神科医によるスーパーバイズを受けることで利用者の心理面に関するケアを心掛けた支援にもつながっている。また、年に3回、臨床心理士による施設内の事例検討会も実施、市の担当者とともに利用者への理解を深めることができている。 ○職員の労働管理については、就業規則を遵守し適正に行い施設経費等の執行については職員複数によるチェックで執行管理を行い、財務諸表も必要な監査を受け、経営体質は健全である。	A
	②教育・研修		
	③就業規則等の遵守		
	④施設運営の健全性の確保(経営状況の確認を含む)		
	⑤損害保険等		
	⑥収支計画と執行管理		
5 管理に係る経費の縮減	①収入の確保・適正な人件費	法人における一体的経営運営の観点から経理関係は、法人での一元的経理事務を行うとともに監事による監査を受けるなど経営の効率化や合理的な運用に務めた。	A
	②運営経費の節減対策・コミュニティビジネスの視点		
	③経営の効率化		
	④合理的な会計制度		

総合評価コメント		総合評価
本施設に入所中の母子世帯は、その問題が複数あったり、複雑であったり、根深いものであったりする。困難な問題を抱えた母子世帯について、それぞれの世帯が抱える問題に応じた適切な支援を実施し、本施設の目的である入所世帯の母子の自立を目指している。また、研修や専門家への相談なども積極的に実施している。今後も引き続きそれぞれの意見を取り入れつつも、関係機関との連携を密にしながら適切な運営に努めていただきたい。		A